

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

2 第一期基本計画の課題と第二期基本計画における対応

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと
(制度があまり利用されない)
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること
※親族 20% 親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク(行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ)の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～令和8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度(民法)の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施
(民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討)

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化(都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等)により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備
(整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%)
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定(策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%)
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(都道府県が育成方針策定)

※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画と本市の取組について

3 第二期基本計画のK P I（制度利用促進に向けて講ずべき施策）

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 向 等 見 直 し に 向 け た 検 討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・ 都道府県による意思決定支援研修の実施	・ 全47都道府県	都道府県による研修の継続実施				
	・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・ 基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・ 柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	不正防止の徹底と利用しやすいさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	・ 保険の普及等事後救済策の検討	—	市町村による制度や相談窓口の周知				
	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による中核機関の整備				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	・ 制度や相談窓口の周知	・ 全1,741市町村	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・ 全1,741市町村	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等				
	・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

第二期成年後見制度利用促進基本計画と本市の取組について

4 第二期基本計画のKPI（優先して取り組む事項）

優先して取り組む事項
※3

優先して取り組む事項
※3

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
	任意後見制度の利用促進 ・ 周知・広報 ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県 ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県 ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
			全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化 ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

5 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

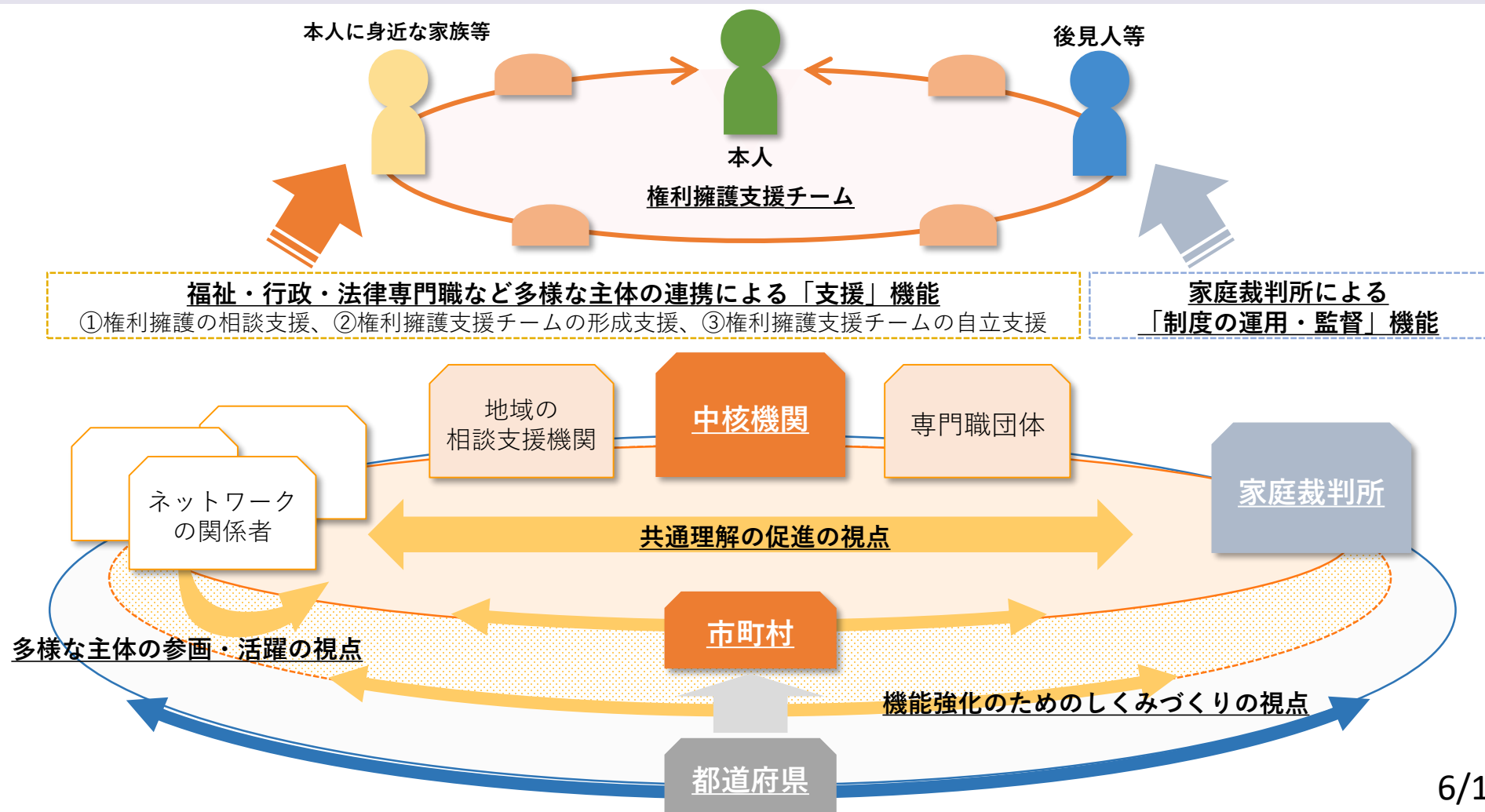
権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。市町村の役割として、具体的に次のとおりと示されている。

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

6 第二期基本計画における地域連携ネットワーク

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



7 地域連携ネットワークにおける機能

	「支援」機能 (福祉・行政・法律専門職)	「制度の運用・監督」機能 (家庭裁判所)
【場面①】 権利擁護支援の検討 (制度利用前)	「権利擁護の相談支援」機能 (ニーズ確認・つなぎ等)	「制度利用の案内」の機能 (制度情報提供等)
【場面②】 成年後見制度の 利用の開始まで (申立ての準備から 後見人等の選任まで)	「権利擁護支援チームの形成支援」 機能 (支援方針の検討等)	「適切な選任形態の判断」の機能 (後見人等の適切な受任)
【場面③】 成年後見制度の 利用開始後 (後見人等の選任後)	「権利擁護支援チームの自立支援」 機能 (支援役割分担など)	「適切な後見事務の確保」の機能 (後見人等の相談対応等)

8 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組			
ア 共通理解の促進		イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
場面①	相談機能		
	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	広報機能	制度利用促進機能（関連制度からのスムーズな移行）	
場面②	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 制度利用促進機能（受任者調整）	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の実施体制構築 制度利用促進機能（受任者調整）
場面③	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 後見人等支援機能	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

第二期成年後見制度利用促進基本計画と本市の取組について

9 地域連携ネットワークの機能を強化するための本市の取組

	地域連携ネットワークの機能を強化するための取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
場面①	相談機能		
	- 制度普及講演会の実施 - センターチラシの配布 - 研修会等への参加による事業周知	地域連携ネットワーク推進会議の開催	地域連携ネットワーク推進会議の開催
	広報機能	制度利用促進機能（関連制度からのスムーズな移行）	
場面②	受任者調整会議の実施	市民後見人養成事業の実施	- 受任者調整会議の実施 - 広島市成年後見利用支援事業の適切な実施
	制度利用促進機能（受任者調整）	制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）	制度利用促進機能（受任者調整）
場面③	- 制度普及講演会の実施 - 市民後見人養成研修における研修実施	制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進） - 市民後見人養成事業の実施 - センターの相談対応	- センターと専門職との連携 - 地域連携ネットワーク推進会議の開催等による家庭裁判所とセンターの体制構築
	後見人等支援機能		

10 優先して取り組む事項（市町村関係）

○ 任意後見制度の利用促進

広島市成年後見利用促進センターでは、成年後見制度普及講演会を行っており、今年度は講演内容に任意後見制度を例年より多く取り入れている。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 平成29年度より実施している市民後見人養成事業を引き続き実施することで、後見業務の担い手を育成していく。
- ・ 受任形態に係る将来的な構想について、家庭裁判所や専門職等と協議していく。
- ・ 制度普及講演会等を通して、市民後見人の活動や役割等を周知していく。
- ・ 国による研修カリキュラムの見直しを受けて、本市のカリキュラムの見直しを検討する。

○ 市長申立ての適切な実施

市長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図る。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 本市では、第8期高齢者施策推進プランの中に地域連携ネットワークの構築等を盛り込んでおり、これを広島市成年後見制度利用促進基本計画として位置付けている。
当プランの改訂に合わせ、計画も見直すこととする。